

# 維持管理計画書

## 1. 一般廃棄物の受入れ方法

### 1) 事前の確認

一般家庭から収集されたごみ以外の事業系排出者及び直接搬入者から処分依頼があった場合、一般廃棄物の情報（種類、発生工程、量、性状等）を確認し、適正な処理を行うよう排出者に注意を促す。

### 2) 受入作業

- ① 管理計量棟において受付する際、事前に収集された家庭系ごみ以外の事業系ごみ及び直接搬入ごみから異なる廃棄物であることが確認された場合には、受入を拒否する。
- ② ①の確認が終了した車両は、トラックスケールで計量を行う。
- ③ 埋立処分地での荷下ろし後に異物の混入が確認された場合には、搬入される直接搬入ごみの一部（異物）若しくは全部を持ち帰らせることとして、必要に応じ直接搬入者及び事業系排出者に対して指導を行う。

## 2. 埋立管理

### 1) 埋立作業

荷下ろしされた廃棄物は、埋立エリアに層状に敷均し転圧を行う。この際粉じんの発生がある場合には、覆土を行い防止する。

### 2) 飛散・流出防止措置

受け入れた一般廃棄物が飛散・流出しないように、適宜覆土を行う。また、埋立地の周囲には、飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。

### 3) 悪臭防止措置

悪臭が発生する恐れのある一般廃棄物を受入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて消臭剤を散布する。

### 4) 火災発生防止措置

火災の発生を防止するために、覆土作業を行う他、可燃性廃棄物に対する火災防止については、消火器及び防火水槽設備を設置しており速やかに初期消火作業を行う。

### 5) ねずみの発生および蚊、はえ、その他害虫の発生防止措置

衛生害虫等が発生する恐れのある一般廃棄物を受け入れた場合は、速やかに覆土を行い、必要に応じて薬剤の散布等を行う。（利害関係機関と協議の上）

## 3. 施設管理

1) 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入ることが出来ないように飛散防止機能を兼ねた侵入防止柵を設置する。

2) 一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札等については、常に見やすい状態にしておくとともに、表示する内容に変更が生じた際は、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

3) 受け入れた一般廃棄物が、遮水工を損壊する恐れがある形状の場合は、遮水工付近に埋立は行わないか、若しくは遮水工を土砂等で保護を行った後に埋立を行う。

4) 埋立地から発生するガスを排除するためにガス抜き管（法面部、堅型部）を設置する。

5) 埋立地の残余容量について、残余容量と埋立残余年数を年1回以上把握する。

#### 4. 浸出水処理施設の維持管理

- 1) 放流水の水質が、基準省令に定める排水基準等に適合するよう的確に維持管理する。
- 2) 低水期には、必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行うことにより槽内微生物の保持を図る。
- 3) 増水期には、流量調節機能を確保するため、事前に調整池の貯留量を削減したり堆積物を除去したりしておく。また、各プロセスにおいて、溶存酸素不足とならないよう留意する。
- 4) 高負荷時および低負荷時には、各処理槽における滞留時間、pH 及び薬注量の調節等を行い対応する。
- 5) PH 調整加温槽にボイラーによる加温を行い、生物処理水の温度を一定に保ち水温低下時における対策を行う。
- 6) その他
  - ① 解決できない問題が発生した場合は、専門家（メーカー）に相談し、施設の稼働状況を良好な状態に保つための措置を行う。

#### 5. モニタリング

##### 1) 放流水

放流水の測定結果に基準値超過等の異常が確認された場合には、直ちに放流を停止し速やかに関係機関へ連絡するとともに、原因究明のための調査を行う。

- ① PH（水素イオン濃度）、BOD、SS、CODについて、月1回以上の測定を行い記録する。
- ② 参考資料.2の基準省令に基づく排水基準等に係る項目について、年1回以上の測定を行い記録する。

##### 2) 地下水

埋立処分地周辺の地下水水質への埋立地からの浸出水による影響の有無を判断するため、埋立地の上流側と下流側に観測井を設置し、以下の、②の頻度で水質検査を実施する。

地下水の測定結果に基準値超過が確認された場合には、速やかに関係機関への連絡を行うとともに対策を講ずる。また、水質の悪化においても原因究明の調査等を行う。

- ① 埋立開始前に参考資料.3地下水等検査項目及び基準値並びに電気伝導率、又は塩化物イオン濃度の測定を行い記録する。
- ② 埋立開始後、電気伝導率、塩化物イオン濃度、PH（水素イオン濃度）を月1回以上、参考資料.3地下水等検査項目及び基準値を年1回以上測定し記録する。

##### 3) 浸出水

浸出水処理施設を適正に維持管理するため、浸出水（原水）について、以下のモニタリングを実施する。

- ① PH（水素イオン濃度）、BOD、SSについて、月1回以上の測定を行い記録する。
- ② 維持管理において、浸出水の水質検査項目は参考資料.2水質検査項目38項目に、PH、BOD、SS、COD、窒素、リンの6項目を加えた全44項目を年1回水質測定を行う計画とする。

#### 6. 施設の点検計画

施設の機能維持に影響を与える異常を早期に発見するため、各施設の点検管理における管理項目、点検頻度、点検方法等を次のとおり定める。

##### 1) 点検の種類

###### ① 日常点検

周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異常の早期発見を目的として実施する点検

② 臨時点検

大雨、地震等の異常が起きた際に実施する点検

2) 点検管理

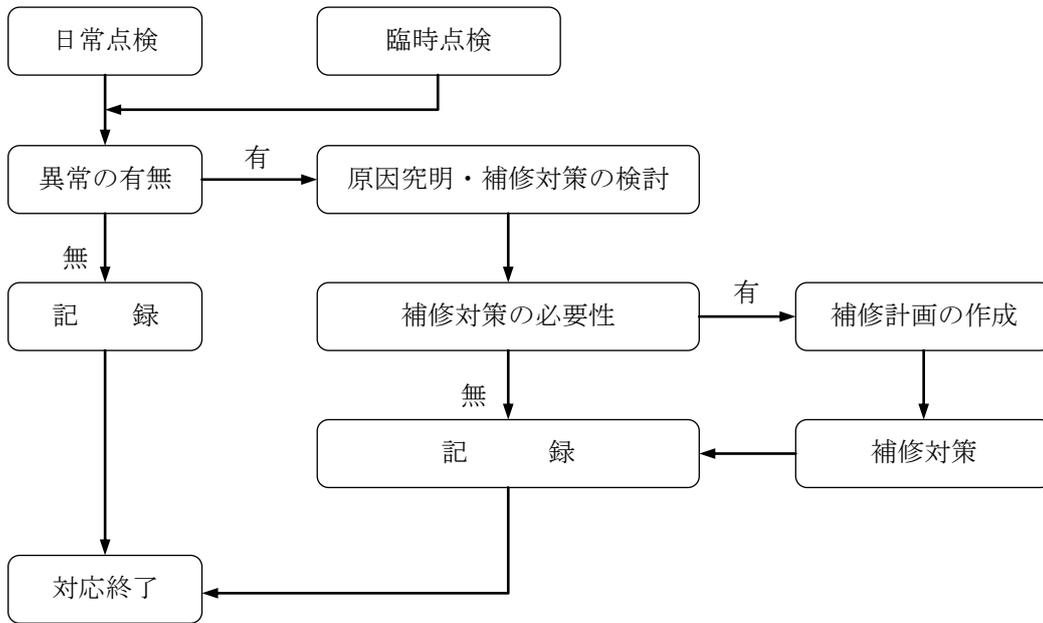


図 7-6-1 点検フロー

### 3) 点検内容と対策

#### ① 流出防止工（盛土堰堤工）

点検項目	①堤体への廃棄物・土砂の堆積 ②堤体への雑草の繁茂・植生 ③堤体からの漏水 ④堤体の亀裂 ⑤堤体の膨潤 ⑥堤体の沈下	⑦小段の浸食、崩壊 ⑧法面の浸食、洗掘 ⑨法面のはらみだし ⑩法面の崩壊、崩落 ⑪基礎地盤の沈下 ⑫地山の滑落、崩壊
点検頻度	①～⑤、⑦～⑩、⑫ : 週1回以上 ⑥、⑪ : 3ヶ月に1回以上	
点検方法	全項目 : 目視	
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抑え盛土工法</li> <li>・土留擁壁の施工</li> <li>・排水溝の設置</li> <li>・その他</li> </ul>	

#### ② 遮水工

点検項目	①穴あき、引き裂き傷、ひび割れ ②保護マットの異常な伸び ③保護マットの膨らみ、へこみ、突っ張り ④保護マットの剥がれ ⑤降雨後の湛水状況 ⑥マットの劣化状況（ひび割れや接続部のはがれ等の発生） ⑦保護マットの接合部の剥がれ、口あき ⑧マット下部地盤の状況
点検頻度	①～⑧：日1回以上
点検方法	①～⑧：目視（埋立済みの箇所は、地下水のモニタリング結果）
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷箇所の取り替え、接合部の接合直し</li> <li>・補修材による修復</li> <li>・埋立済みの箇所の場合は、廃棄物を掘り起こし補修する</li> <li>・その他</li> </ul>

③ 浸出水処理施設

点検項目	①浸出水の水量、水温、水質 ②運転条件の設定、見直し ③各処理設備、機器類
点検頻度	①：目視 日1回以上、測定は月1回以上 ②：必要に応じて ③：目視 日1回以上、計測は月1回以上
点検方法	①：流量計および水質分析等 ②：水量、水質データ ③：目視、計測等
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常箇所は、速やかに部品交換等補修する</li> <li>・必要に応じて生物処理水の循環や栄養源の添加を行う</li> <li>・その他</li> </ul>

④ その他施設

点検項目	①ガス抜き管（露出部の管の損傷やバンドのハズレ等） ②飛散防止設備（ネットの破れや支柱の傾き等）、 門扉（支柱や格子の破損等）、 囲い（ネットの破れや支柱の傾き等）、 立札（破損や文字の消え） ③調整池（遮水工に準ずる）
点検頻度	①～②：週1回以上、③：日1回以上
点検方法	①～③：目視
補修対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常箇所は、速やかに補修する</li> <li>・その他</li> </ul>

## 7. 埋立終了から廃止までの維持管理

埋立終了後の施設の維持管理については、埋立中と同様にして管理を行うこととし、廃止基準への適合性については、次により確認を行う。

- 1) 厚さ 100cm 以上の最終覆土を行い、悪臭の発生を防止する。
- 2) 発生ガスはガス抜き管から速やかに排出することとして、厚さ 100cm 以上の最終覆土を行い、火災の発生を防止する。
- 3) 厚さ 100cm 以上の最終覆土を行い、衛生害虫の発生を防止する。
- 4) 参考資料.3 地下水等検査項目及び基準値も点検項目について、廃止するまで年 1 回以上の測定を行い記録する。
- 5) 地すべり防止工、沈下防止工、盛土堰堤、堰堤設備、遮水工等が、構造基準に適合していることを確認する。
- 6) 参考資料.2 基準省令に基づく排水基準に係る項目については年 1 回以上、水素イオン濃度、BOD、SS については月 1 回以上測定を行い記録する。  
保有水が排水基準等に適合後は、
  - ① 水素イオン濃度、BOD、SS について、3 ヶ月に 1 回以上の測定を行い記録する。
  - ② 参考資料.2 基準省令に基づく排水基準に係る項目について、6 ヶ月に 1 回以上の測定を行い記録する。
- 7) 発生ガスの確認
  - ① 埋立処分地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど、気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるようにする。
  - ② ガスの発生量の測定は、ガス抜き管からガス発生の可能性のある廃棄物を埋立た位置等、適当な箇所を選定して流量の測定を行う。
  - ③ 埋立処分地上部の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められるなど、埋立地からガスが発生している可能性がある付近に通気装置がない場合は、そこに採取管を設置して測定する。
  - ④ 流量の測定は、超音波流量計、熱式流量計等により行うが、メタンガスによる爆発の恐れがある場合には、防爆式の計器を使用する。
  - ⑤ 測定の頻度は、ガスの発生が認められた場合は、3 ヶ月に 1 回程度とする。
- 8) 埋立処分地の内部が周辺の地中温度と比べ、異常な高温になっていないか確認する。  
地中温度の測定は、ガス抜き管等から熱電対などの温度計を用いて行い、埋立地内部と周辺の地中温度の差が 20℃未満であることを確認する。
- 9) 厚さ 100cm 以上の最終覆土を行い、開口部を閉鎖する。
- 10) 周辺地域の生活環境保全上の支障が生じていないことを確認する。

## 8. 維持管理の記録および記録閲覧の方法

### 1) 記録の作成および保存について

法令で定める施設の点検および水質検査の結果については、記録を作成し名寄地区衛生施設事務組合に閲覧場所を設け、施設が開場している日（設置条例施行規則第3条に規定する休日以外の日）の9時～16時までの間、閲覧可能とする。また、平成23年4月1日より廃掃法の改正に伴い、インターネットによる維持管理状況を公表する計画とします。

（閲覧の求めがあった場合は、正当な理由がない限り閲覧を拒まない）

### 2) 閲覧する内容

表 7-8-1 記録閲覧表

内 容	据え置く期限
・埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日までに据え置く
・擁壁等の点検を行った年月日およびその結果	・点検を行った日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	・当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・遮水工の点検を行った年月日およびその結果	・点検を行った日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・遮水工の点検の結果、遮水工の遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	・当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 ・水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 ・水質検査の結果の得られた年月日 ・水質検査の結果	・結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	・当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・上記措置の内容	・当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・調整池の点検を行った年月日およびその結果	・点検を行った日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・調整池の点検の結果、調整池が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	・当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・浸出水処理施設の点検を行った年月日およびその結果	・点検を行った日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・浸出水処理施設の点検の結果、浸出水処理施設の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日および当該措置の内容	・当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに据え置く
・導水管の防凍措置は、点検結果等（施行規則第4条の7第4号ト）について記録する。	・点検を行った年月日及びその結果 ・点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置内容
・残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録する	・当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに据え置く

参考資料. 2

基準省令に基づく排水基準

検査項目	許容限度	検査項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L以下
生物化学的酸素要求量(BOD) ※1	60mg/L以下	有機磷化合物	1mg/L以下
化学的酸素要求量(COD) ※1	90mg/L以下	トリクロロエチレン	0.3mg/L以下
浮遊物質(SS)	60mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油)	5mg/L以下	ジクロロメタン	0.2mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物抽出物含有量(動植物性油)	30mg/L以下	四塩化炭素	0.02mg/L以下
フェノール類含有量	5mg/L以下	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
銅含有量	3mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
亜鉛含有量	2mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
溶解性鉄含有量	10mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
クロム含有量	2mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下	チウラム	0.06mg/L以下
窒素含有量	120mg/L以下 (日間平均 60)	シマジン	0.03mg/L以下
リン含有量	16mg/L以下 (日間平均 8)	チオベンカルブ	0.2mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ベンゼン	0.1mg/L以下
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	0.005mg/L以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L以下	ほう素及びその化合物 ※5	(海域) 230mg/L以下 (海域以外) 50mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	ふっ素及びその化合物 ※5	15mg/L以下
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	ダイオキシン類	10pg /L以下
ヒ素及びその化合物	0.1mg/L以下	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物※5	200mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下	1Lにつきアンモニア性硝酸に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	
1,4-ジオキサン ※4	0.5mg/L以下		

- ※1 BOD についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される放流水に限って適用し、COD についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される放流水に限って適用する。
- ※2 窒素含有量及びリン含有量については、環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- ※3 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※4 既存の施設（平成 25 年 6 月 1 日に現に一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の許可を受けている又は許可の申請をしている施設）については、当分の間、基準値を 10mg/L とする。
- ※5 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の基準値は、当分の間の経過措置。

参考資料. 3

地下水等検査項目及び基準値

地下水等検査項目	基準値	地下水等検査項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
カドミウム	0.01mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン ※2	0.04mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	チウラム	0.006mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB) ※1	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	10mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
フッ素	0.8mg/L 以下	ダイオキシン類 ※3	1pg-TEQ /L 以下 (許容限度)
ホウ素	1mg/L 以下		

※1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

※2. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計値。

※3. ダイオキシン類は、一般廃棄物処分場と管理型最終処分場の地下水に適用される。

\* 埋立中の最終処分場の地下水は、当該基準にかかわらず、水質の悪化が認められた場合には、原因の調査その他の生活環境保全上の必要な措置を講じなければならない。